

## 日野町広告掲載基準

### (趣旨)

第1 この基準は、日野町広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる内容に係る基準を定めるものとする。

### (広告の内容に係る基準)

第2 要綱第3条第1項各号（第4号から第6号および第9号から第11号を除く。）に掲げる内容に係る基準は、次のとおりとする。

- 1 要綱第3条第1項第1号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの
  - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する建築条件付き宅地の広告
  - (2) 医療法（昭和23年法律第205号）および薬事法（昭和35年法律第145号）等の広告制限に抵触するものまたはそのおそれがあるもの
  - (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の広告制限に抵触するものまたはそのおそれがあるもの
  - (4) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の表示規制に抵触するものまたはそのおそれがあるもの
  - (5) 健康増進法（平成14年法律第103号）の誇大広告に抵触するものまたはそのおそれがあるもの
  - (6) その他法令その他に抵触するものまたはそのおそれがあるもの
- 2 要綱第3条第1項第2号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの
  - (1) 暴力行為、賭博、麻薬、覚せい剤その他の薬物の乱用等を肯定するもの
  - (2) 酔悪、残虐または猟奇的なものであって、不快感を与えるもの
  - (3) 風紀を乱し、または犯罪を誘発するおそれがあるもの
- 3 要綱第3条第1項第3号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの
  - (1) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な内容を含むもの
  - (2) 他の者を誹謗し、もしくは中傷するものまたはそのおそれがあるもの
  - (3) 他の者の名誉または信用を毀損し、プライバシーを侵害し、もしくは業務を妨害するものまたはそのおそれがあるもの
  - (4) 他の者の氏名、名称、肖像、談話、著作物、商標等を無断で使用しているもの
- 4 要綱第3条第1項第7号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの
  - (1) 滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）およびふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）に定める基準に抵触するもの
  - (2) その他美観や風景を著しく損なうものまたはそのおそれがあるもの
- 5 要綱第3条第1項第8号に掲げる内容 例えば次に掲げるもの
  - (1) 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）第11条第1項各号のいずれかに該当するもの
  - (2) 滋賀県消費生活条例（昭和50年滋賀県条例第43号）第20条に規定する広告その他の表示に該当するもの、または第23条第1号に規定する不実のことを告げる行為をするもの
  - (3) マルチ商法、催眠療法等の悪質とみなされるもの
  - (4) 著しく投機または射幸心をあおるもの

- (5) 投資信託等に係るものであって、将来の利益を誇示し、もしくは元本が保証されているかのように認識させるものまたはそのおそれがあるもの
- (6) 医薬品、医薬部外品、化粧品および健康食品等の広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現し、もしくは不当に安全性を強調するもの
- (7) エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛および美容整形等で、医療法上の診療科目以外の医療、施術および役務の提供に関する広告
- (8) 当該広告に係る商品について、自己の優位を強調するため、これと競争関係にある他の商品と比較する表現のもの
- (9) 当該広告に係る商品について、実際よりも優位もしくは有利であるかのように表現しているものまたはそのように認識されるおそれがあるもの
- (10) 内容に虚偽もしくは誇大な表現を含むもの

#### 6 要綱第3条第1項第12号に掲げる内容 例えは次に掲げるもの

- (1) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するものまたはこれに類似するもの
- (2) 債権の取立て、示談の交渉等に関するもの
- (3) 結婚相談に関するもの
- (4) 謝罪、釈明に関するもの
- (5) 人の行方の捜索に関するもの
- (6) 調査、探偵に関するもの
- (7) 職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定する労働者の募集に該当するものまたはこれに類似するもの

（個別の基準）

第3 この基準に定めるもののほか、広告の内容等に関し個別の基準が必要な場合は、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて町長が別に定める。

#### 付 則

この基準は、平成21年2月5日から施行する。